

竜援塾運営委員会 規約

第一条（名称 所在地）

本会は、竜援塾運営委員会と称し、主たる事務所を長野県飯田市三日市場1013番地1に置く。

第二条（目的）

本会は、天竜川をはさんで暮らす人々が、助けあい、学びあう場を、どこの町にも、どこの村にも実現することを目指し、「地域の中のわたし、日本の中のわたし、世界の中のわたし」を意識しつつ、社会を見る眼をみがき、地域に生き、日本に生き、世界で生きる自分をつくり、ひとりひとりが主体的にかつ楽しく豊かな気持ちで暮らせる地域を実現することを目的とする。

第三条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために竜援塾の運営を行うと共に、次の事業を行う。

1. 生涯学習に係る調査研究、情報収集及び提供事業
2. 生涯学習に係る講義・講習会・セミナーなどの企画・開催事業
3. 生涯学習の推進を図るため啓蒙・普及推進・発信事業
4. 生涯学習および地域コミュニティづくりのための情報交換と親睦の場の提供
5. 政策・提言を立案するための資料の蓄積・公開事業
6. 生涯学習などに係る書籍（電子媒体を含む）の出版及び販売並びに出版、講演会、シンポジウムなどの受託事業
7. 出版物に関する市場調査、コンサルティングなどの事業
8. 竜援塾ならびに生涯学習および地域コミュニティづくりに関わる物品販売事業
9. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第四条（会員）

第二条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第五条（役員）

本会に次の役員を置く。

運営委員長	1名
副運営委員長	1名
運営委員	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

第六条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第七条（会議）

- 1 運営委員長は、年1回の通常総会その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 運営委員長は、必要に応じて役員会を招集する。

第八条（事務局及び職員）

- 1 本会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て運営委員長が委嘱し、職員は運営委員長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、役員会の議決を経て運営委員長が別に定める。

第九条（経費）

本会の経費は、会費、塾学費、寄付金その他の収入をもって充当する。

第十条（会計年度および会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第十一条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第十二条（補足）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

1. 本規約は、平成19年3月15日より実施する。
2. 本会の設立当初の役員任期は、第六条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第十条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。